

文教福祉常任委員会委員長報告

(H 2 5 . 3 . 2 2)

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の3月14日、15日に開催し、今定例会において付託を受けました議案10件の審査を行いました。

なお、説明を求めるために出席を求めた者は、市長、教育長、関係部長・課長であります。

それでは審査結果について報告をさせていただきます。

まず、議案第4号 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。では、

- 1.生涯学習推進員を廃止したあとの生涯学習の進め方は。
- 2.生涯学習のまちづくりがいかにかたいせつであるかということを含め、発展的に進めるために、一括交付金化することになったことを自治会には理解してもらっているのか。

との質疑に対し、

- 1.今までは地域のまちづくりのリーダーを育成し、その方を中心に事業を展開、輪を広げる方法で取り組みを進めてきた。しかし、生涯学習まちづくりでは、みんなが主役であるので、研修等参加者の選択の幅を広げ、交付金も有効に使っていただき、自主自立的な生涯学習となるよう進めていきたい。
- 2.自治会へは2月の学区別自治連合会で説明し、理解していただいたと考えている。全体については、生涯学習推進員個人にかかる経費を、自治会活動全体で行なっていただくことに対して活用していただく、その活動が生涯学習につながっていくという認識をしていただいている。

との答弁がありました。

最後に、生涯学習都市として取り組む中で、今後、生涯学習のあるべき姿を、地域とともに進め、廃止する上での「受け皿」をしっかりと「制度設計」していただきたい。

との質疑に対し、

実施いただいたことの検証をしっかりと説明しながら進める。また、生涯学習のあり方、考え方、進め方をしかり見つめなおし進めていく。

との答弁がありました。

本案は、討論はなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、

議案第9号 栗東市障害者自立支援条例等の一部を改正する条例の制定
について では

1. 「程度区分」から「支援区分」という名称変更により改めて認定をうけることになるのか。
2. 法にコミュニケーション支援事業について、市町村と都道府県の役割分担を明確にしたとあるが。
3. 指定相談支援事業者とは。受給者証を発行している人すべてに利用計画が必要なのか。

との質疑に対し

- 1.平成26年4月から程度区分から支援区分にかわるが、詳しい内容の通知はないが、判定区分は変わらないと聞いている。
- 2.現在、手話講座等コミュニケーション事業に取り組んでおり、さらに力を入れていく。
- 3.指定相談支援事業者は、サービスの利用計画、評価を検証し、相談支援専門員があたる。受給者証を受けておられる方には順次計画相談を受けていただき、プランがただしく行なわれているか検証を行なっていく。

との答弁がありました。

本案は、討論はなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、

議案第10号 栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定については、委員から、栗東市独自で定める基準について多くの質疑がありました。その主なものとして、

- 1.栗東市独自基準に、構造上の基準に関して規則を設けないのか。
- 2.人権擁護、虐待防止で責任者の定義は。
- 3.記録の整備は独自で5年と定めるが、返還請求はこれまでにあったのか。暴力団であるとか団員が役員であるとはどういう調査をするのか。
- 4.設備および運営に関する基準では、参酌できる項目は5つあるが、国の基準に従った理由は。

との質疑に対し、

- 1.設備については、消防法、消防法施行令に従っていただいているためこの条例に入れていない。
- 2.責任者はこの役職で、と決めていない。事業所の規模に応じて、責任

者を置き、対応をしていただく予定をしている。

3.返還請求は5年なので事業所で5年保管のところもある。返還請求は23年度1件、24年度は4件の返還を求めている。暴力団排除については警察と連携をとる。

4.県から、ソフト面を考慮してほしいということもあり、地域密着は栗東市指定ではあるが栗東市以外の方の利用も可能であるため、他市との状況をふまえた。

との答弁がありました。

本案は、討論はなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 栗東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について

及び

議案第22号 休日急病診療に関する事務の委託の廃止に関する協議につき議会の議決を求めることについて は、

討論もなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、

議案第26号 平成24年度栗東市一般会計補正予算(第6号)についてのうち 関係する歳出、歳入・その他事項 では、

1.保育士、幼稚園教諭の月額雇用の臨時職員が配置できず減額となって

いるが、その確保に努力されたい。活用されていない予算として大きい。精査しているのか。また、どこかにしわ寄せがいつているのではないか。休職となるなどの悪循環とならないよう十分な対応を。

2.生活保護に関して、傷病による保護世帯が増えているとのことだが、高齢によるものか。生活保護世帯に占める高齢世帯はどれくらいか。

との質疑に対し、

1.手を尽くし募集している。来年度、少し時給を上げるなど、僅かずつでも改善し、公募を進めたい。予算は申し込み数から割り出している。月額で雇用したいが、時間雇用希望者が増えている。保育士・教諭等に負担のかからないよう、園長、主任など皆で取り組んでいる。

2.生活保護での傷病には、高齢による方、40代で病気の方もいる。高齢世帯は50%以下である。

との答弁がありました。

本案は、討論ののち、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第26号 平成24年度栗東市一般会計補正予算(第6号)について のうち 関係する歳入・その他事項については、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

議案第28号 平成24年度栗東市介護保険特別会計補正予算(第2号)について は

討論はなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成25年度栗東市一般会計予算について のうち
関係する歳出、歳入・その他事項 は

1. 社会教育指導員報酬、生涯学習講座開催事業の講師謝礼が減額となっているが。
2. 子ども・子育て会議の設置要綱等は決まっているのか。また子ども・子育て会議委員の人は。
3. 乳幼児健診の受診率は。
4. いじめ対策等参事員が増えるが、役割は。
5. 生活保護では、8月に生活扶助費が削減され相談件数の増加が予想されるが、ケースワーカー3名と面接相談員できめ細かな対応ができるのか。
6. 就学奨励事業は廃止に向けた取り組みはされているのか。
7. 野洲川運動公園はロケーションが素晴らしい。市民がスポーツに親しむ夢のあるものに、というビジョンはないか。

との質疑に対し、

1. 社会教育指導員報酬は条例の附則の読み替えに基づいた報酬を計上し、講座講師謝礼はコミュニティーセンター自主企画分もここで計上していたが、実質は自治振興課で執行しており、その分を自治振興課で計上した。ソフト面での支援は引き続き行なっていく。
2. 子ども・子育て会議を平成25年度の早い時期に設置する。保護者代表など入っていただくなど、幅広く意見を聞けるよう検討していきたい。
3. 4ヶ月健診は98%来られており、入院以外の未受診の方は、保健師が出向き100%確認するようにしている。
4. いじめ等対策参事員は、いじめ対策ガイドラインの効果的運用のため、平常時には学校を訪問して児童生徒の様子を把握し、緊急事態が生じたときには会議に加わり、いじめへの迅速な対応を図れるよう考えてい

る。

5. 相談業務には社会福祉係、保護係が一体となって取り組み、また適正な人員配置に努力したい。
6. 就学奨励事業は一般施策化に向かっているが、まだ教育に力をいれ就労の安定を目指していく必要があると考えている。
7. 野洲川運動公園については、守山市、野洲市と栗東市は野洲川を通して河川敷を利用しており、3市で、何かで結べないか、研究・議論しようという段階にある。

との答弁がありました。

本案は、討論ののち、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、原案どおり可決すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

議案第35号 平成25年度栗東市介護保険特別会計予算について
は

1. ケアプラン適正化のためケアマネージャーを雇用する理由は、またどういったことをしていただくのか。
2. 諸支出金の第1号被保険者保険料還付金の理由は。

との質疑に対し、

1. 今まで適正化事業が努力義務としてあったができていなかった。ケアプランの内容を確認し、サービスの必要性を見ていただき、またケアマネージャーの資質の向上につながることも目的にしている。
2. 年度途中での死亡、転出など年度をまたがる場合、遡っての所得更生などでおこるもの。

との答弁がありました。

本案は、討論ののち、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成24年度栗東市一般会計補正予算(第7号)についてのうち 関係する歳出・その他事項 については

1. 中学校の空調設備設置の118教室は普通教室のみで、特別教室を含んでいない数か。また空調のランニングコストはどれくらいで、電気代は保護者負担となるのか。
2. 地方債を発行するが、負担にならないのか。公債比率についても計算したものか。
3. 詳細設計の出せる時期、工事期間は。

との質疑に対し、

1. 3中学校の特別教室、普通教室について対象とし、ランニングコストはおおむね冬夏とも利用するとして約1,000万円を見込んでいる。保護者負担は考えていない。
2. 実質公債比率が25%近い時期は平成28、29、30年が想定されている。起債の償還は10年間で、概ね年500万であり、公債費が増加するが25%以内に収まるものと見込んでいる。
3. 設計は8月までかかり、その後9月末に発注、年度内いっぱいでも工事を完成させたい。実際の利用は来年の夏の冷房からとなる。

との答弁がありました。

中学校のエアコン設置については喜ばしい反面、なぜエアコンなのかと思われる方の気持ちにも気を配りながら取り組んでいただきたい。説明を

しっかりとし、工期のスケジュールについても授業、ご近所の方にも迷惑がかからないようにされたい、との意見もあり、

本案は、討論はなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告といたします。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。